

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7521)
処分課（担当）名	市民局消費者センター
処分の名称	消費者訴訟費用の貸付決定の取消し等
概要	消費者訴訟に要する費用の貸付の申請をし、貸付決定を受けた者に対し当該貸付決定を取り消す場合の事由（基準）及び貸付金の返還について消費者保護条例施行規則により規定している。
根拠法令等 及び条項	大阪市消費者保護条例施行規則第15条（昭和52年2月1日規則第4号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf) 消費者訴訟費用の貸付けに関する実施要領 (https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000425182.html)
処分基準	消費者訴訟に要する費用の貸付の申請をし、貸付決定を受けた者に対し当該貸付決定を取り消す場合の事由（基準）及び貸付金の返還について消費者保護条例施行規則により次のとおり規定している。 第15条 貸付金の貸付けの決定を受けた者が次の各号の1に該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことがある。 （1）正当な理由がなく、第7条の規定による貸付金の貸付金の貸付決定の通知を受けた日から起算して3箇月以内に当該消費者訴訟を提起しないとき （2）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき （3）虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき （4）第8条の規定に基づき付した貸付けの条件に違反したとき 2 借受者は、前項の規定による貸付けの決定の取り消しがあったときは、貸付契約の定めるところにより当該取消しに係る額の貸付金を返還しなければならない。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jyourei.kisoku.pdf
備考	